

各都道府県及び市区町村

地方創生担当課

財政担当課 御中

地方創生に向けた自治体SDGs推進事業について

内閣府地方創生推進室

平素より、地方創生に向けた様々な取組に御尽力をいただき御礼申し上げます。

本日閣議決定が行われました、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）」において、地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進が位置づけられ、同日閣議決定が行われました2019年度予算の政府案においても、同事業に関する予算が盛り込まれたところです。

政府では、2018年度より、地方公共団体によるSDGsの達成に向けた取組を公募し、優れた取組を提案する都市・地域を「SDGs未来都市」として選定するとともに、先導的な取組については、「自治体SDGsモデル事業（以下、「モデル事業」という。）」として選定し、資金的に支援しているところです。

より一層のSDGsの取組の裾野拡大、成功事例の創出及び普及展開等による地方創生の深化に向け、引き続き、地方公共団体によるSDGsの達成に向けた取組を公募し、優れた取組を提案する都市・地域を「SDGs未来都市」として選定するとともに、先導的な取組については、「モデル事業」として選定し、資金的に支援します。

また、「SDGs未来都市」における取組については、関係省庁で構成する「自治体SDGs推進関係省庁タスクフォース」によって、省庁横断的に支援します。

なお、具体的な募集内容、選定基準等については、検討中であり、その詳細が決まりましたら改めてご連絡いたします。

1. 「SDGs未来都市」募集対象

都道府県及び市区町村を対象とします。

2. SDGs未来都市とは

SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定されるものです。

3. モデル事業とは

SDGs未来都市の中で、特に、先導的な取組として選定されるものです。地方公共団体によるSDGsの基本的・総合的取組の中でも特に注力的に実施する事業であり、SDGsの理念に沿った統合的取組により、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持

続可能な開発を実現するポテンシャルが高い先導的な取組であって、多様なステークホルダーとの連携を通し、地域における自律的好循環が見込める事業を指します。

4. 資金的支援について

モデル事業は10件程度を選定し、1件あたりの補助額は以下のとおり3,000万円とします。

・2,000万円/件（定額補助）

対象経費：全体マネジメント・計画策定・普及啓発等

・1,000万円/件（定率補助：1/2、事業費ベース：2,000万円）

対象経費：機械装置調達・システム開発導入・人材育成等

※なお、提案事業すべてを事業者等に一括委託とする内容については、本補助金の対象としません。

※国による他の補助金等との関係

- ・モデル事業の推進においては、本補助金の交付に加えて「自治体SDGs推進関係省庁タスクフォース」により支援していくものであり、対象経費を明確に切り分けた上で、「地方創生推進交付金」を含めて、他の国庫補助金等も組み合わせて有効活用することが推奨されます。
- ・その際、他の国庫補助金等の対象となる可能性のある事業については、その補助制度の活用が優先され、本補助金の対象とはなりません。

また、「SDGs未来都市」に選定された都道府県及び市区町村においては、地方創生推進交付金についても、申請事業数の上限（都道府県：原則9事業（広域連携：3事業）、中枢中核都市：原則7事業（広域連携：2事業）、市区町村：原則5事業（広域連携：1事業））の枠外（追加1事業まで）とすることを予定しています。

申請スケジュールなど詳細については、「SDGs未来都市」に選定された都道府県及び市区町村に対して別途通知いたします。

5. 募集スケジュール（予定）

2019年2月～3月 公募期間

2019年5月～6月 「SDGs未来都市」及びモデル事業の選定

6. その他

(1) SDGsとは

Sustainable Development Goals の略で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標です。

(2) SDGsと自治体の取組

SDGsは「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むための世界共通の目標であり、広く全国の自治体において積極的に推進することが重要です。このような自治体によるSDGsの達成に向けた取組の推進により、地域課題の「見える化」、分野横断的な取組体制の構築、企業等のステークホルダーとの連携強化などが図られ、政策推進の全体最適化、地域の課題解決の加速化といった相乗

効果が創出されると考えております。このようなSDGsの達成に向けた取組の推進による成功事例の普及展開等を行うことで、地方創生の一層の深化につなげます。

(3) その他

その他、自治体SDGsに関する取組の概要は、以下に取りまとめておりますので、ご参照ください。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/pdf/jichitaisdgs_suisin.pdf

また、2018年度募集要領、選定スケジュール、提案内容については、以下に掲載しておりますので、ご参照ください。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/teian/sdgs_sentei.html

また、自治体SDGs推進評価・調査検討会の資料については、以下に掲載しておりますので、ご参照ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/kaigi/suisinhyouka.html>

7. 問い合わせ先

内閣府地方創生推進室

電話：03-5510-2175 e-mail：g.Local-governments-SDGs@cao.go.jp

<別添>

【別紙1】地方創生に向けた自治体SDGs推進事業について

【別紙2】「地方創生に向けた自治体SDGs推進のあり方」コンセプト取りまとめ